

町田市雨水浸透設備設置基準

1. 目的

この設置基準は、町田市雨水浸透設備設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の雨水浸透設備の設置に際し、技術的な一般事項を定めることを目的とする。

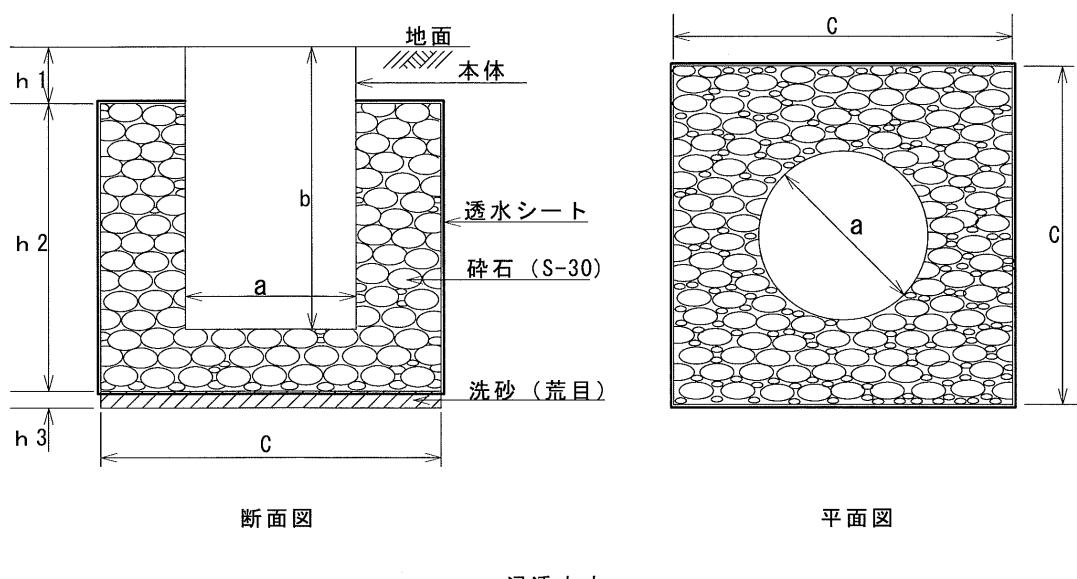
2. 用語の定義

雨水浸透設備とは、雨水を地下に浸透させる構造を有する次に掲げるものとする。

- (1) 浸透ます：ますの底面、側面を碎石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させるものをいう。
- (2) 浸透管（浸透トレーニチ）：掘削した溝に碎石を充填し、この中に雨水浸透ます等と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き側面及び底面の碎石から地中へ浸透させる設備をいう。

3. 雨水浸透設備の構造

(1) 浸透ますの構造

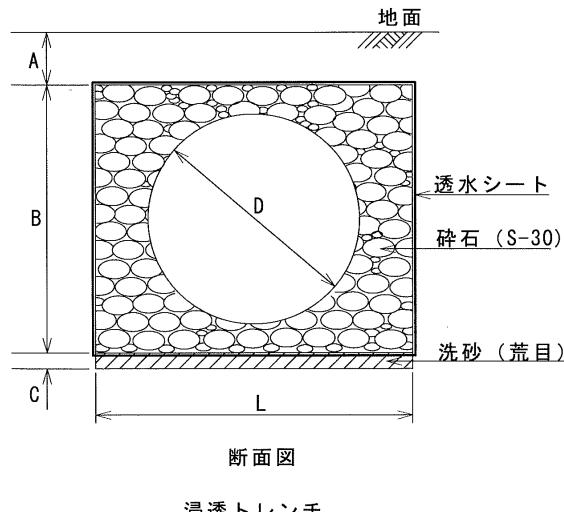


浸透ます

単位 (mm)

型番	ます径 a	ます高 b	土被り h1	碎石高 h2	砂層厚 h3	掘削辺 c
P 4	300	500	100	510	30	600

(2) 浸透トレーニングの構造



浸透トレーニング 単位 (mm)

型番	管径 D	トレーニング幅 L	トレーニング高 (B+C)	砂層厚 C	土被り A
T 2	100	300	350	25	150
T 3	125	350	400	25	150
T 4	150	400	450	30	150
T 5	200	550	600	40	200

4. 設置位置

雨水浸透設備の設置にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 浸透機能が効果的に発揮するよう、設備の配置に留意すること。
- (2) 建物等の構造や地下埋設物に対し安全上支障がないこと。
- (3) 地下水位を考慮し設置すること。
- (4) 設置位置は浸透水により構造物の基礎及び埋設物が悪影響を受けない距離を確保すること。(図 1)
- (5) 擁壁や法面等の安全性を損なわない距離を確保すること。(図 2)

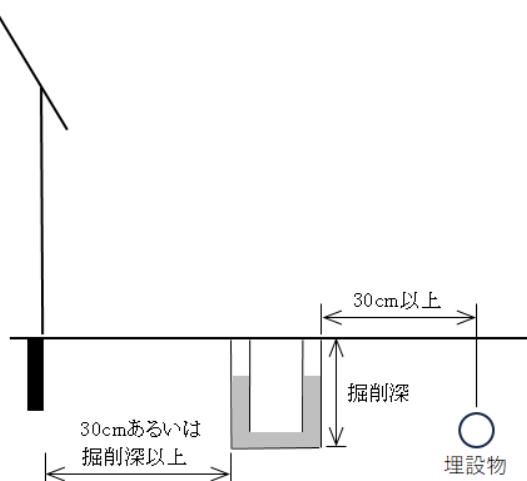


図 1

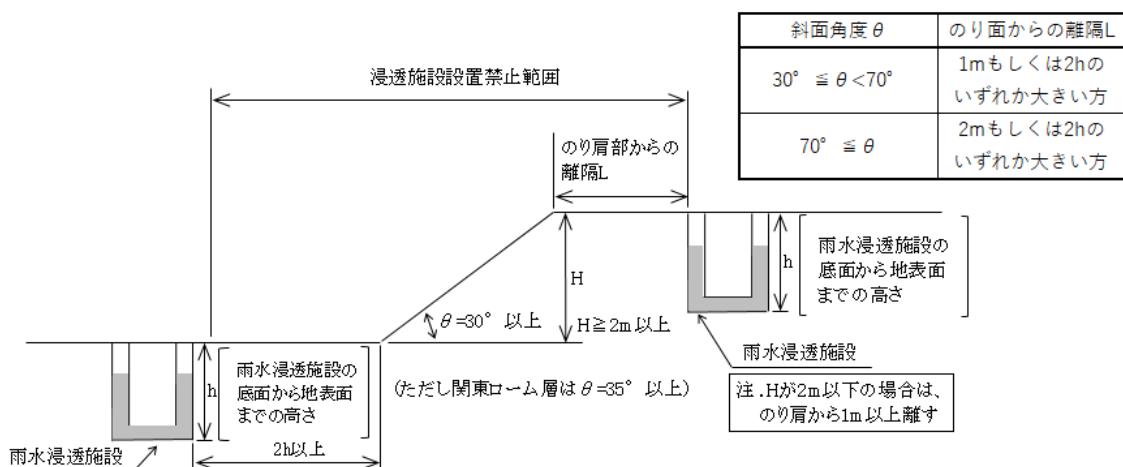


図 2

5. 設置禁止区域

浸透設備の設置禁止区域は以下の各号のとおりとする。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）
- (2) 地すべり防止区域（「地すべり等防止法」）
- (3) 前号に掲げるものの他、雨水浸透設備を設置することにより安全性が損なわれる恐れのある区域

6. 施工上の注意

雨水浸透設備は、自然の地山の浸透能力を損なわないように配慮するとともに、降雨時においても浸透設備や周辺構造物に影響が生じないよう、次の事項に留意し施工すること。

- (1) 堀削工
堀削方法を適切に選択すること。
- (2) 敷砂工
浸透底面は、締め固めを行なわず、直ちにフィルター層として洗砂（荒目）を敷き均すこと。洗砂は足で踏み固めを行い、タンパ等の機械転圧は行なわないこと。
- (3) 透水シート工（底面・側面）
雨水浸透設備に土砂等の流入を防ぐため、充填材の回りに透水シート（以下「シート」という。）を設けること。また、シートはポリエスチル等で引張り強度、腐食等の面で長期間の使用に耐え、透水性を有するものとする。
- (4) 碎石の充填工（底面）
浸透面の保護と貯留量をできるだけ多く確保するため、充填材として単粒度碎石（S-30）4号を使用すること。
充填材の投入にあたっては、雨水浸透設備内に土砂が混入しないようすること。
- (5) 碎石の充填工（側部・上部）
碎石は、シートを引き込まないように充填する。
- (6) 透水シート工（上部）
碎石充填工が終了後、埋め戻しを行なう前に充填碎石の上部にシートで覆う。
- (7) 埋戻し工
ゴミ、土砂等の雨水浸透設備内に入らないように慎重に行なうこと。
- (8) 施工完了後
雨水浸透設備の清掃と浸透の確認を行なうこと。

7. 工事写真

工事写真は、寸法や位置及び撮影日等が確認できるように黒板、ポール等を添えるとともに、同一位置、同一方向を原則とし、背景面が変わらぬよう撮影すること。また、撮影は次に掲げる工程とする。

- (1) 施工前の状況（遠景と近景を撮影したもの）
- (2) 施工中（床掘り、敷砂、ますの据付、透水シート設置）の状況写真
- (3) 完了時（設置の状況）

8. 標準工事単価

要綱第6に規定する標準工事単価は、次に掲げる標準工事費単価表による。

標準工事費単価表

浸透ます

型番	規格	標準工事単価（消費税抜き）
P 4	300	66,000 円／基

浸透トレンチ

型番	規格 (W×H)	標準工事単価（消費税抜き）
T 2	300×350	23,000 円／m
T 3	350×400	26,000 円／m
T 4	400×450	29,000 円／m
T 5	550×600	40,000 円／m

既存住宅付帯工事費（※）

	形状等	標準工事単価（消費税抜き）
	既存住宅付帯工事費一式	178,000 円／件

- ※ 表に掲げるもの及び同等の単位貯留・浸透量を有するものを補助対象とする。
- ※ 消費税は補助対象外である。
- ※ 既存住宅付帯工事費とは、既存住宅に浸透設備を設置する際に必要な設計、申請、既存管撤去処分や接続にかかる費用等を示す。

9. 雨水浸透設備の維持管理に関する協定書を提出すること。

10. その他

この設置基準に定めるもののほか必要な事項は、東京都雨水貯留浸透施設技術指針に準拠したものとする。

附 則

- この基準は、2016年4月1日適用する。
- この基準は、2018年6月1日適用する。
- この基準は、2019年4月1日適用する。
- この基準は、2020年4月1日適用する。
- この基準は、2021年4月1日適用する。
- この基準は、2022年4月1日適用する。
- この基準は、2023年4月3日適用する。
- この基準は、2024年4月1日適用する。